

次世代育成支援に関する当面の取組方針における国土交通省関係施設の概要

国土交通省

(生活環境の整備関連)

1 バリアフリー化の推進

- ①官庁施設等の公共施設や鉄道駅等の旅客施設において、段差の解消（エレベーターの設置等）や誰にも使いやすいトイレの設置を推進
- ②低床式路面電車の整備やノンステップバス等の導入を促進
- ③高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）に基づく義務付け措置の円滑な実施及び建築物設計者等向けのガイドラインの作成
- ④公共施設等への託児室、授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレへの改修等子育てバリアフリーの取組を推進
- ⑤公共交通機関や宿泊施設等のバリアフリー状況についての情報提供を推進

2 生活支援輸送サービスの普及推進

- ①共働き夫婦等の子どもの幼稚園等への送迎等、生活支援輸送サービスの普及を推進する。

3 ゆとりのある住宅の確保の支援

- ①融資制度による住宅取得の支援
- ②特定優良賃貸住宅制度の活用や都市公団による良質なファミリー向け賃貸住宅の供給の支援促進
- ③高齢者等の住宅資産の活用による良質なファミリー向け住宅の供給の促進

4 公共賃貸住宅による多子世帯の支援

- ①既設の公社等の住宅の改善・更新による良質な賃貸住宅の供給

②公営住宅・特定優良賃貸住宅における事業主体の判断による多子世帯等の優先入居

5 保育所等を併設した住宅等の供給

①公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等における、住宅等と保育所等の子育て支援施設の一体的整備の推進

②総合設計制度の活用による保育所等の設置の促進

6 職住近接の実現

①都心の既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用等の支援

②大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進

7 道路交通環境の整備

①交通バリアフリー法に基づき、歩道の段差、勾配の改善等歩行空間のバリアフリー化を推進

②交通事故が多発している地区を中心に、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造の整備等により、通過交通の進入抑制や速度抑制、交通流円滑化等を推進

8. その他（3月の取組み方針に盛り込まれていないもの）

シックハウス対策の推進

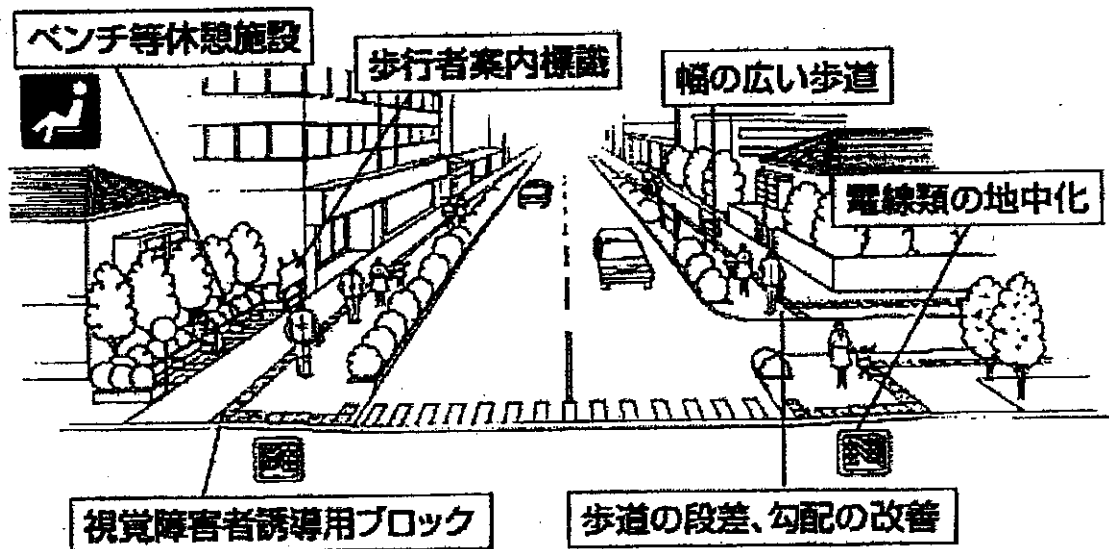
国土交通省のバリアフリー化に関する主要施策

1 歩行空間のバリアフリー化等

・歩行空間のバリアフリー化【15年度予算額 3,141億円】

市街地の駅、商店街、病院等の主要ルートにおいて、高齢者、障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道のフラット化、エレベーター等が設置された歩道橋の整備を推進する。

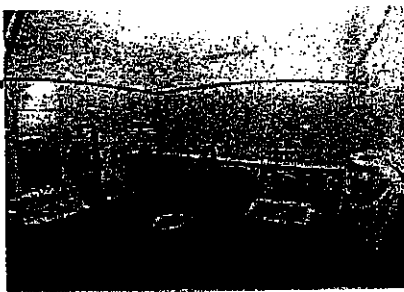
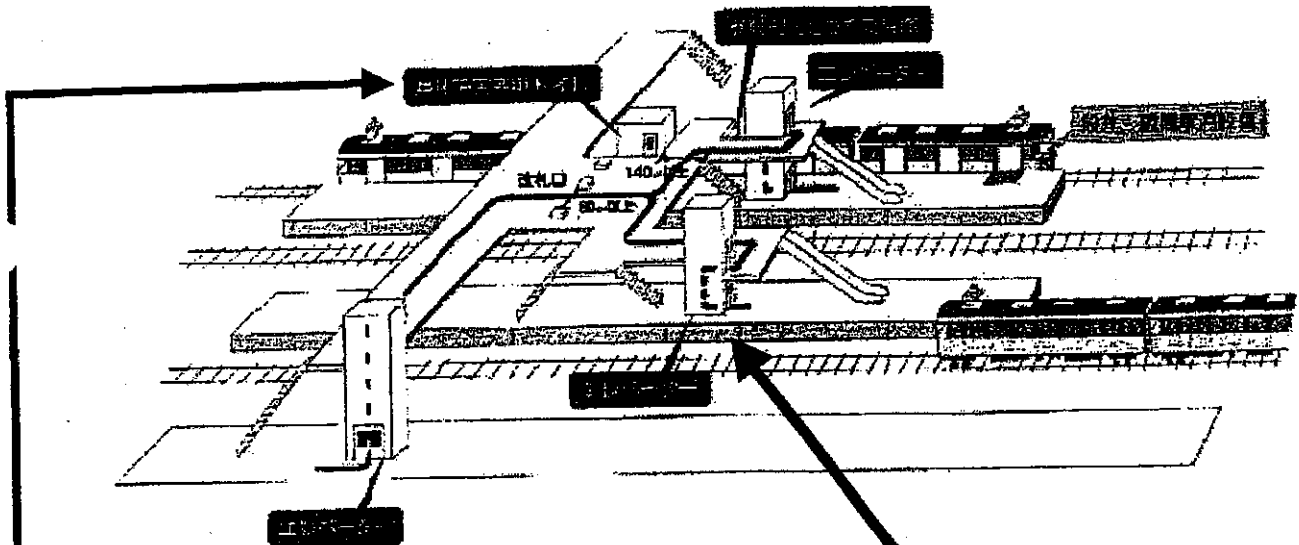
特に、主要な鉄道駅等を中心とする地区において、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワーク整備を積極的に推進する。



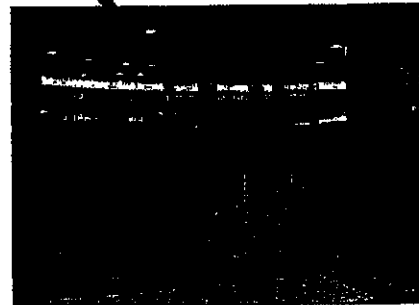
2 公共交通機関のバリアフリー化【15年度予算額 111億円+3,435億円の内数】

高齢者、身体障害者等が公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるように、鉄道駅・旅客船ターミナル・空港等旅客施設におけるエレベーター・エスカレーター等のバリアフリー施設の整備、低床式路面電車（LRT）、ノンステップバスの導入等の公共交通機関のバリアフリー化を推進する。

<旅客施設におけるバリアフリー施設の整備（鉄道駅の例）>



身体障害者用トイレ



エレベーター

<低床式路面電車（LRT）の導入の推進>



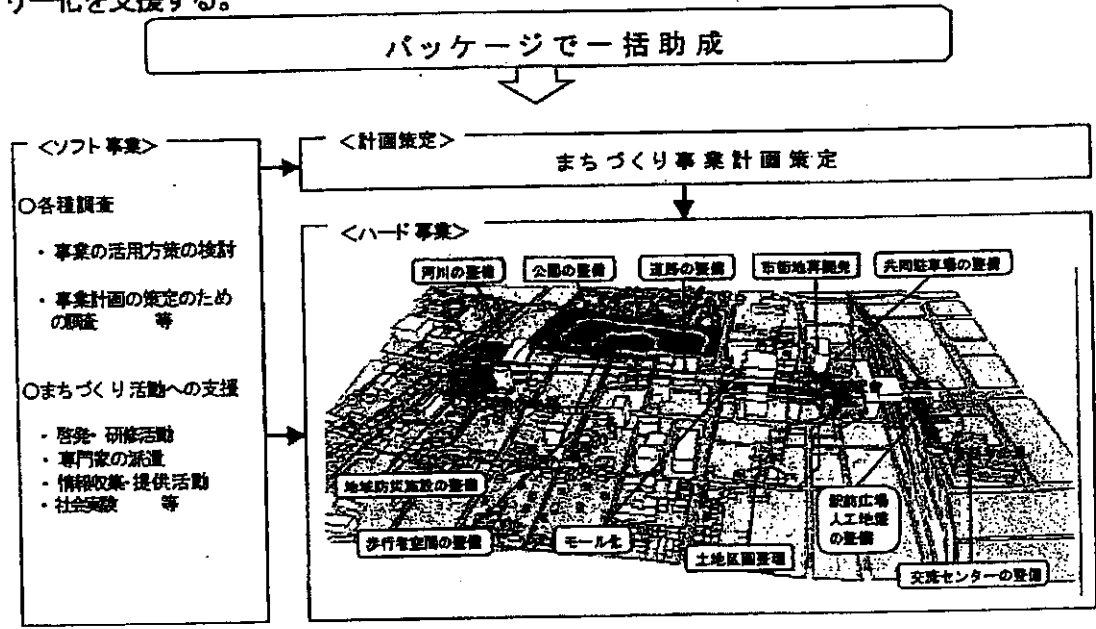
<ノンステップバスの導入の推進>



3 都市のバリアフリー化

・まちづくり総合支援事業の推進【15年度予算額 730億円の内数】

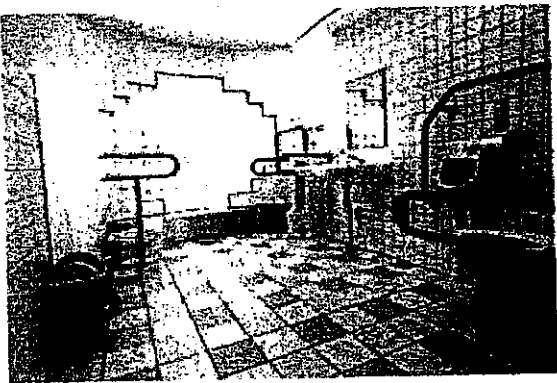
まちづくりに必要な各種市町村事業をパッケージで一括助成する「まちづくり総合支援事業」により、地域の創意工夫を生かした地域が主役のまちづくりを推進。本事業において、人工地盤や歩行支援施設等、バリアフリー化に資する様々な施設を整備する補助を通じて、都市のバリアフリー化を支援する。



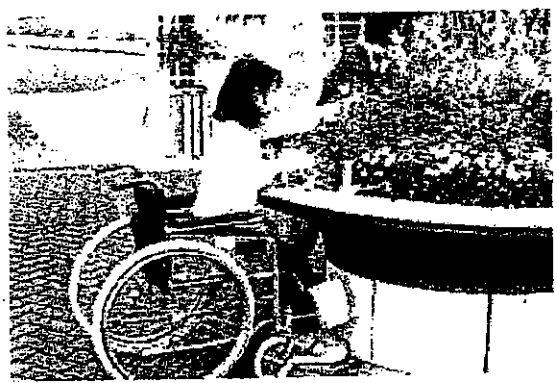
4 都市公園、河川空間などのバリアフリー化

・ユニバーサルデザインによる都市公園の整備【15年度予算額 1,428億円の内数】

高齢者・障害者等をはじめとした全ての人々が日常的な健康づくりや余暇活動が行えるようユニバーサルデザインによる都市公園の整備を推進する。



■ベビーベッド、幼児用大便器等が備わった ゆったりトイレ



■車椅子でも楽しめる花壇(レイズドベット)の整備

・河川空間のバリアフリー化【15年度予算額 43億円】

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢者の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子供等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い親しめる河川空間を創出する。



5 住宅・建築物のバリアフリー化の推進

・高齢者等に配慮した良質な住宅の整備

平成13年3月に閣議決定された第八期住宅建設五箇年計画（平成13～17年度）において、新たに高齢者の身体機能に対応したバリアフリー住宅の整備目標を設定し、公民合わせた住宅のバリアフリー化を推進する。

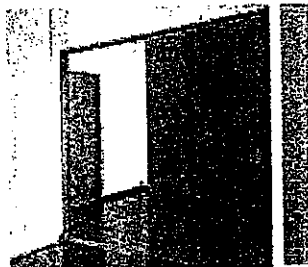
手すりの設置



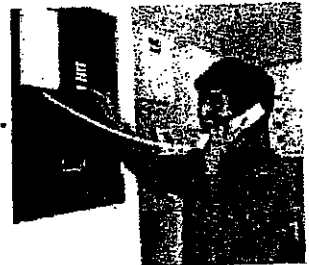
広い廊下



段差の解消



緊急時対応サービス



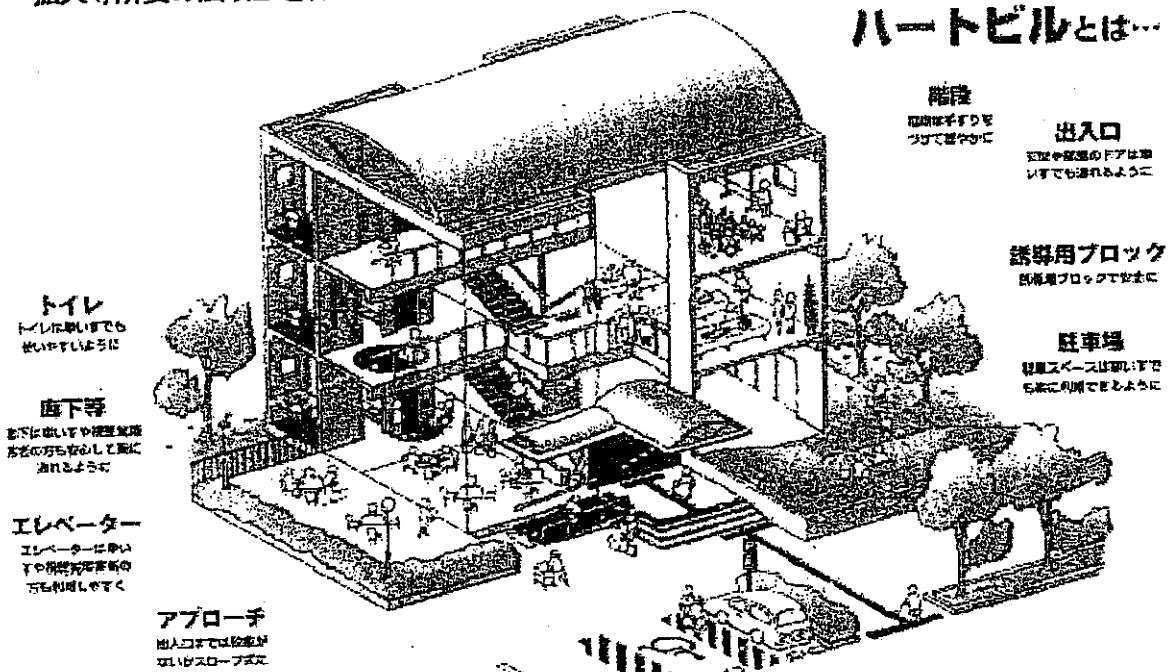
・建築物等に関するバリアフリー化

・ハートビル法について

不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（いわゆるハートビル法）」により、特定建築主に努力義務を課すとともに、判断基準の公表、都道府県知事による指導・助言、優良な建築計画の認定、認定建築物に対する国庫補助、融資、税制特例による支援を実施する等の総合的措置を講じることにより、建築物のバリアフリー化を推進している。

平成 14 年に特定建築物のうち一定の用途及び規模のものへのバリアフリー対応の義務付けの創設及び努力義務の対象の拡大、認定建築物に対する容積率の特例、表示制度等の支援措置の拡大等所要の法改正を行った。(H14. 7. 12 公布)

ハートビルとは...



階段
階段は手すりも
ついでにゆかに

出入口
玄関や部屋のドアは開
けずでも通れるように

誘導用ブロック
目黒線ブロックで安全に

駐車場
駐車スペースは車いすでも
楽に利用できるように

トイレ
トイレは車いすでも
使いやすいように

地下等
地下は車いすや視覚障害者
の方の立ち回しに楽に
通れるように

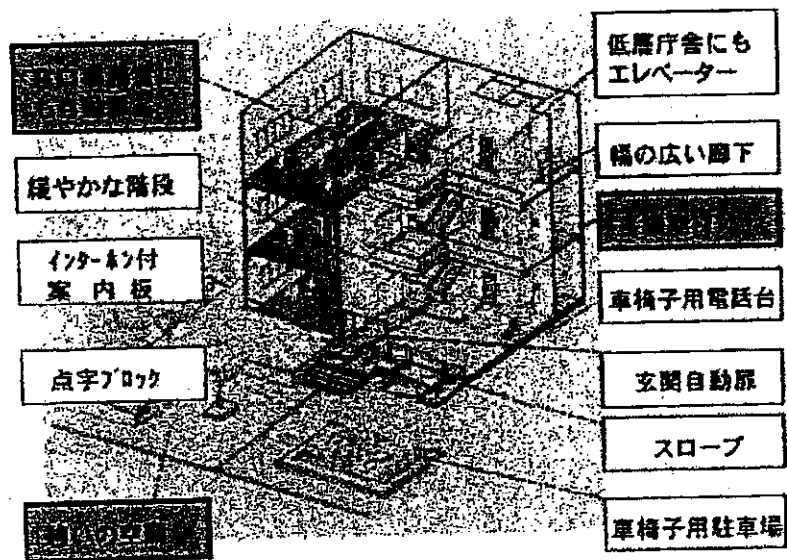
エレベーター
エレベーターに車いす
の乗降が楽な車いすの
方も利用しやすい

アプローチ
出入口までは段差が
ないかスロープです

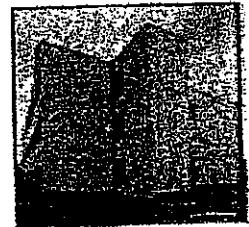
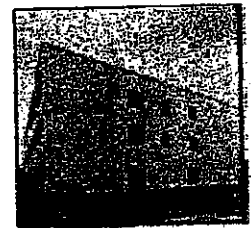
6 官庁施設のバリアフリー化の推進【15年度予算額 244億円の内数】

高齢者、障害者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口への自動ドア、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した官庁施設の整備を推進する。

また、既存官庁施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する庁舎へのエレベーター、スロープ等の設置を推進する。



高度なバリアフリー化のイメージ



既存低層庁舎へのエレベーターの設置